

令和4年第10回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月13日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	12月15日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	12月15日 11時51分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城 政英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第10回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月15日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	議案第61号	沖縄県北部医療組合の設立について
第2	議案第62号	伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第63号	令和4年度伊江村一般会計補正予算（第6号）（質疑～採決）
第4	議案第64号	令和4年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）（質疑～採決）
第5	議案第65号	令和4年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（質疑～採決）
第6	議案第66号	令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（質疑～採決）
第7	議案第67号	令和4年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）（質疑～採決）
第8		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第10回伊江村議会定例会、3日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議案第61号 沖縄県北部医療組合の設立について議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第61号 沖縄県北部医療組合の設立についての提案理由を御説明いたします。

初めに公立沖縄北部医療センターは県立病院と民間病院の統合という特殊な形態により整備される病院であることから、沖縄県と北部12市町村で共同で設置する病院として、令和2年7月に基本的枠組に関する合意がなされました。北部医療センターの設置主体となるため、沖縄県と北部12市町村を構成団体とする一部事務組合を地方自治法第284条第2項の規定により規約を定め、令和5年4月1日から設置する必要があります。よって提案理由といたしまして沖縄県北部医療組合の設立について、沖縄県、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村と協議するには地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、規約等の詳細につきまして、医療保健課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

まず最初に公立沖縄北部医療センターは、令和10年度の開院を予定しており、令和5年度に医療組合を設立し、令和5年から令和6年に実施設計、令和7年から令和9年にかけて工事を行うスケジュールとなっております。今回設置主体となる北部医療組合の設立に向けての規約となります。

では規約の説明を行います。沖縄県北部医療組規約、第1章、総則、(組合の名称) 第1条 組合の名称は、沖縄県北部医療組合(以下「組合」という)という。(組合を組織する地方公共団体) 第2条、先ほど村長からも説明がありましたとおり、沖縄県と北部12市町村をもって組織する。(組合の共同処理する事務) 第3条 1号において、公立沖縄北部医療センターの建設整備及び管理運営に関すること。2号で北部医療センター附属診療所の建設整備及び管理運営に関すること。第3号で医療従事者の確保に関することとなっております。(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、名護市に置く。現在のところ、北部合同庁舎1階で調整されております。

第2章 組合の議会、(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法) 第5条で、組合の議会の議員の定数は17人とし、1号で沖縄県議会議員のうちから4人。2号で名護市議会議員のうちから2人。3号で沖縄県名護市を除く北部11市町村からお1人ずつ選挙された者とする。

次のページをお願いします。(組合議員の任期等) 第6条で組合議員の任期は、関係地方公共団体の議員としての任期とする。(議長及び副議長) 第7条で組合の議会に議長及び副議長を置く。

第3章 組合の執行機関、(管理者及び副管理者) 第8条で、組合に、管理者1人及び副管理者2人を置く。2項で管理者は、沖縄県知事をもって充てる。3項で副管理者は、沖縄県副知事及び名護市長をもって充てる。4項で管理者の任期をうたっております。(副管理者の職務) 第9条、副管理者の職務でございます。(会計管理者) 第10条は、組合に会計管理者1人を置くとなっております、現段階で、組合設立から当面の

間は、沖縄県会計管理者が兼職するとなっております。(職員)第11条、組合に職員を置き、その定数は条例で定めるとなっております。なお市町村からの職員派遣はありません。職員は県から派遣するということとなっております。(監査委員)第12条、組合に監査委員2人を置く。監査委員は、組合議員のうちから1人。次のページ、識見を有する者の中から1人を選任する。第3項で監査委員の任期をうたっております。

第4章 組合の経費、(経費の支弁方法)第13条、組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、関係地方公共団体からの負担金、その他の収入をもって充てるとなっています。2項の1号で、北部医療センターの整備費用にかかる借入金の償還に対する支援に要する経費は県が負担する。2号で関係地方公共団体は、北部医療センター及び附属診療所の運営に要する経費に充てるため、当該経費について措置される地方交付税の相当額を負担するとなっております。ただし、当該相当額で不足する場合は、不足額は県が負担するものとなっております。

第5章で雑則となっております。附則としまして、この規約は、令和5年4月1日から施行するとなっております。なお、12月中に県議会及び北部12市町村議会で、組合規約の議決を得た後、令和5年4月に県と北部12市町村で協議書を締結し、その後総務省に組合設立の許可申請を行い、令和5年3月に許可を受け、4月1日の設立する予定となっております。御審議よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

これまで本村は診療所を経営してまいりました。歴代の村長も診療所の運営については、一般財源からの持ち出しが多いということで、その都度、県に対して「引き取ってくれないか、無償でもいいですよ」というふうにも言ってきましたけれども、ただ県にあげると現体制の医師2人とか、看護師の定数とか、そういう現在の医療の質が落ちないかと。医師の確保とかについても2人体制というのは厳しいのではないかと。看護師の数については、それだけの現数は厳しいんじゃないかということが言われて、医療の質が落ちるといって、ずっとこれまで村営で経営をしておりました。そこで最近では一般会計から7,500万円ほど支出をしております。

そこでこの規約の中で気になるのが、3条の附属診療所になるわけです。参加するとなると、附属診療所については建設、整備及び管理運営に関することとなっております。それと13条の2項では、関係地方公共団体、北部医療センター及び附属診療所の運営に要する経費に充てるということで、それぞれの負担が出るということになっています。負担についても、地方交付税の相当額となっておりますけれども、今現在例えば、本村がまだ村長は決断されていないと思いますけれども、附属にするか。何か金武町と宜野座村はそのまま村営で残るといふような説明がこの前、全協の中でありましたけれども、本村はどうするつもりなのか。これから2か年か3か年間かけて検討していかないといけないと思いますけれども、今の医療体制、人事、あるいは医療の質が落ちるようなことがあってはならないというふうに考えております。

例えば、ほかの市町村でも村立があります。伊平屋村、伊是名村は県立、北部病院の附属なんです。だから県が経費もみんな持っているということになっていきますけれども、本村の場合、例えばこんなこと言っては悪いかもしいけれども、7,500万円出しているのを半分の3,000万円ぐらいでも出せば、現の医療体制は確約しますよということがあればいいと思うんですけれども、絶対今の医療体制、あるいは医療の質が落ちるようなことがあってはならないということを我々議会としては判断する。村長に対して確認をしておかないといけないと思うんですけれども、村長どんなですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

まさにお説のとおりだと思います。前村長からもその件については、私にも伝えられています。私もその幹事会と申しますか、参加しておりますし、それらについて当初は附属診療所になるべきだというような提案もございましたが、原則論にさせていただきたいということで、原則としては先ほど言った附属診療所に加入すべきであるということだったんですけれども、先ほど島袋議員からもあったように、現伊江村診療所の職員体制、それから医療の質というところとちょっと語弊があるんですが、それらについて、これ以上になるならばいいんですが、それ以下になることが想定されるだろうということがあって、現段階においては、もちろん開院が令和10年ですから、それまでもそんなんですけれども、その後もその体制を見ながらやはりやっていくべきだろうというふうに考えていますし、村民の安心安全な伊江村を守る、そして住民の健康を増進していく、そして守っていくという考え方からは、現段階においては北部医療センターの附属診療所にはならないということを今、現段階においてはそういうような判断をして、今後もそういったことを様子を見ながら開院後、どのような形になるかを含めて、今後検討していくべきだろうと思いますし、これについては一切、現段階においては全く附属診療所になるという判断はしていないところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋 義 範 議員

村長の方針と申しますか、考え方をお伺いしまして安心しているんですけれども、質が落ちるとするのは、村長は語弊があるというふうにおっしゃっていましたが、例えば今医者2人、プラスあと研修医とかいますよね。夜とか行っても確実に医者も来てもらえるし、看護師も急に行った場合でも、今度私も経験しましたけれども、ちゃんとしていただけるんです。例えば附属病院になって、「医師は2人は確保できません、1人です」といった場合に、医者そのものが持たなくなるし、ずっと伊江島ではもたないということで、すぐ辞めていく。そういう感じになると、無医村になる可能性もあるわけです。県立の病院でも医者は不足、探せなくて宮古でしたか、産科が開けなくなったとか、そういうことがたびたびあるわけです。ですから私は現体制以下にはしてはならないということで、村長にそういう判断をしていただきたいと。村長の今判断、聞いて喜んでいて、安心しているんですけれども、ぜひそういうことがないように、これからまだ開院が令和10年だから。中核病院が北部にできるというのは大変うれしいことです。できなくて中部までも運ぶわけだから、それが北部において医療が受けられるということは安心安全な北部地域になるわけですので、それはみんなで歓迎したいと。ただし伊江村、離島の場合は伊江島の場合は、これだけ金を出しても村民の人命だから、いくら出そうがと言ったら語弊があるかもしれないけれども、やはり医師を長くそこにとどめる。いい環境をつくってあげる。為政者の責任だと思いますので、その辺は認識していただきたいというふうに思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時15分)

再開します。

(再開時刻10時15分)

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

ついでということは、申し訳ございませんが島袋義範議員から、北部医療センターあるいは附属診療所の運営に関する経費で、地方交付税の相当額の話がありましたが、その交付税の相当額の件について、附属診療所になった場合とならない場合とのまた負担額が変わってくるはずですので、その件について、現段階で

の分かる分について、医療保健課長から説明させますので。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

第13条で、関係地方公共団体が負担するものは、地方交付税の相当額とあります。現段階で県のほうで算定されている金額です。基本的に公立沖縄北部医療センターは450床のベッドの確保を予定されております。その450床を均等割りといいますか。半分は沖縄県が入ります。そのうちのまた半分は名護市、その他は各市町村に振り分けられて、現段階では1床あたり73万5,000円の算定がされていて、その掛ける10床なので、700万円余りの交付税が措置されるのではないかとされています。

あと、附属診療所という伊江村が移管しますと言った場合には、さらに700万円の算定がされます。この交付税が措置されるんですけども、伊江村に入ってきますその額をまた負担しますという流れになるんですけども、そういった今現段階での地方交付税の算定額となっております。

先ほどからあるように、現在でも一般会計から繰入れをして運営を図っているんですけども、この基本合意書の中では、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮することということも最初にうたわれていますので、これからやはり医療スタッフの定員とか給与とか、施設の管理維持費とか、そういったものが伊江村は出ていますよというので訴えて、今後細かな調整が出てくるのかなと思っています。今後検討していきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

配慮すると言ったって、現に県はそれぞれ県が持っている県立の病院の医師の確保さえ、いつもできていないというふうに言っているわけです。配慮すると言ったって自分たちの前を優先するのであって、附属から優先するわけではないわけです。その辺は配慮という言葉には疑問が私はあるんです。その辺も加味していただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第61号 沖縄県北部医療組合の設立について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第61号 沖縄県北部医療組合の設立について、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第62号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第62号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要があるというのが、この条例案を提出する理由でございます。

本法律の改正において、令和5年1月1日施行分の改正規定があるため、伊江村税条例についても、令和5年1月1日施行に向けた改正の提案であります。なお、詳細につきましては、住民課長が御説明いたします。よろしく御審議ください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について説明いたします。今回の改正は主に住民税関係の改正であります。給与所得者や年金受給者においては、毎年扶養親族等申告書を作成しておりますが、その申告書の様式が変更するにあたっての文言整備、住宅ローン控除の適用期限の延長と要件緩和に伴い新型コロナによる特例が授けられておりましたが、その特例期間の終了などによる改正となっております。

新旧対照表と本日お配りしております資料にて説明いたしますので、御準備のほうをお願いいたします。新旧対照表、1ページをお願いいたします。第36条の3の2の見出し中、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加えます。

第2号所得割の納税義務者（合計所得が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名。

続いて第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を加え、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。（2）特定配偶者の氏名。ここまでの改正につきましては、資料の1ページを御確認ください。

第36条の3の2、第36条の3の3の関係の改正についてです。控除対象となる配偶者又は扶養親族に退職所得が見込まれる場合は、その氏名、所得の見積額等を記入し提出することが義務付けられました。そのため『給与所得者』『公的年金受給者』が毎年申告する扶養控除等申告書に、『退職手当等を有する配偶者・扶養親族』を記載する欄が新設されることとなりました。制度は従来からありましたが、今回、様式変更に伴い条例中に明記する必要があるためのものでございます。

新旧対照表に戻りまして2ページお願いします。第48条第2項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加えます。文言整備による改正でございます。附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改めます。

次のページをお願いします。附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改めます。続いて、附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削ります。

続きまして、ページ下段右側の附則第26条を削ります。内容につきましては、資料めくって2ページをお

願いたします。附則第7条の3の2の改正は、住民税における住宅借入金等特別税額控除、通称住宅ローン控除ですとか、住宅ローン減税と言われるものでございますが、その適用期限を令和3年から令和7年まで延長するものであります。さらに控除期間が10年から13年間に拡充されたことによる改正です。附則第17条の2の改正については、租税特別措置法が改正されたことによる引用条項の削除に伴う文言の整備です。附則第25条、第26条関係の改正は、先に資料の②の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置の終了であります。先ほどの附則第7条の3の2の新型コロナウイルス感染症に係る特例として、住宅ローン控除が受けられる入居要件の緩和が講じられてきましたが、その特例措置が終了したことによる条文の削除であります。その第26条が削除されたため、①のとおり、前条の第25条の条文中、次条において新型コロナウイルス感染症特例法という文言が条例中に記載する必要がないため、削除するものであります。

新旧対照表に戻ります。4ページは第2条で、令和3年12月17日に公布された伊江村税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うというものです。伊江村税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改めます。

資料3ページになります。令和3年12月議会にて可決いただきました伊江村税条例の一部を改正する条例においても、先ほどの新旧対照表の1ページの下段のほうにある第36条の3の3の改正がございました。令和3年当時の第36条の3の3の第1項の改正は、令和6年1月1日から施行するとしておりますが、先ほどの新旧対照表の1ページ下段で改正される内容が、先に令和5年1月1日に施行されるため、令和3年当時の改正条例中の改め文を改正し、令和6年1月1日に施行するという内容です。

税条例の改正においては、2年後や3年後などに施行する制度や内容について、その未来施行日までに新たな文言の整備や見直し等がある場合に、このような改正の手法を行います。最終的には資料3の最終行に、文言が整備されるという内容の改正文でございます。

附則として、(施行期日)第1条、この条例は、令和5年1月1日から施行するとします。(村民税に関する経過措置)第2条は、第1項について、給与所得者に係る扶養親族等申告書の取り扱いの規定で、改正後様式の申告は、令和5年に係る申告について適用されるもので、改正前の令和4年以内に係るものについては、旧様式の申告書が適用される旨の規定をしております。第2項は公的年金受給者に係る扶養親族等申告書の取り扱いの規定で、先ほどと同じく改正後様式での申告は、令和5年に係る申告について適用されるもので、改正前の令和4年以内に係るものについては、旧様式の申告書が適用される旨の規定をしております。

以上で、議案第62号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第62号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第63号 令和4年度伊江村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから質疑を行います。歳入、款ごと質疑を許します。

1款村税、1ページから3ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款国有提供施設等所在市町村交付金。4ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。11款地方特例交付金。5ページから6ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。15款使用料及び手数料。〔「進行」の声あり〕

進行します。16款国庫支出金。8ページから9ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。17款県支出金。10ページから12ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。22款諸収入。〔「進行」の声あり〕

次に歳出、款ごとに質疑を許します。

2款総務費、1ページから5ページまで。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並里晴男議員

歳出2ページの2目企画費の中の17節備品購入費について、お伺いします。今回、備品購入費ということで、役場のほうにある9台のサーバーに利用しているパソコンが9台ということでお伺いしました。今回この備品購入として、現在あるパソコンを取り替えるわけですが、その取り換える理由として何かあったのかどうかということ。それから現在のパソコンは、何年経っているのか。それからあと1点、通常パソコンといわれるところの耐用年数は何年なのか。3点ほど伺います。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。

(休憩時刻10時37分)

再開します。

(再開時刻10時37分)

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並里晴男議員

ただいまの「パソコン」という表現をしましたが、「サーバー機」に変えたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島袋英樹君

まず1点目、今回サーバー機の購入ということで、その理由につきましてでございますが、今年度からDX推進、伊江村のDX推進計画の作業を行っている中におきまして、伊江村の情報通信機器、IT機器含めて、洗いざらいどういった形で利用がされているかとか、稼働しているかとか、そういう作業を今進めている中におきまして、今回、備品購入させていただきます9台のサーバーが耐用年数を大幅に超えている現状もあり、いつダウン、ストップするかということも今、懸念されていることから非常に緊急性を要するという点において、今回補正予算において計上させていただいております。経過年数につきましては、9台それぞれあるんですが、一番短いので経過年数8年、最長13年という内容となっております。最後に、法定耐用年数につきましてでございますが、サーバーは法定耐用年数5年となっております。

○ 議長 渡久地政雄君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並里晴男議員

今回、取り替えられるサーバー機というのは、本当に役場の心臓部にあたる機器でありますから、非常に

大事なところだと思います。そのような中で、やはり13年経っている機器もあると、8年経っている機器もあるという中で、本来なら例えば計画的な保守点検なのか、そういうときにこのサーバー機の内容によっては少々、この年度で厳しいのではないかとということが予測されるような計画性をもって、その大切なサーバー機のところは管理するべきじゃないかと思いますが、今後そのようなところについては、どのように考えていかれるのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

議員おっしゃるとおりでございまして、これまで耐用年数大幅に超えた、今回の9台のサーバー機につきましては、順次その状況を見ながらメンテナンスを委託していただいている業者とも、担当とも含めまして、修繕とかなるべくその状況を見極めながら修繕ないし、改修を行いながら今までやってきた経緯でございまして、今回先ほども申し上げましたがDX推進計画において、洗いざらいその辺の部分を整理しております。そういう状況におきまして今回、いろんなメンテナンスを受けている業者以外のIT専門員の方の助言等もいただきながら、整備をしていく中において、今回9台のサーバーがこういう状況であったと。その他のネットワーク機においても、あと何年もつかないところの懸念されているところも今いくつか話も結果、報告もいただいておりますので、今後においてはこの状況において判断、分かった場合において、また上司と相談しながら当初予算とか、あらかじめ分かった段階において、年度当初においての予算計上も含めて、今回のこのDX推進計画、今作業もやっているこの機に、見直し等も含めた対応をして検討してまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

この質疑をする前に、サーバー室を拝見させていただきました。これまでそのサーバー室を利用していることも機器類がいっぱいで、非常にこのような状況の中でこれまでやってきていただいたのかなと思ったこともあって、先ほど言った計画に基づいて、今後庁舎のいろんなところも踏まえて、ひとつそういう情報の管理にさせていただくよう要望します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2款、ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

5目の企画費で下段でお聞きします。最近、スマホ教室、特にマイナンバーカードのスマホ等によるマイナーポイントというんですか。そういった手続を伊江村は、業者が出向してやられているんですが、その実績がどのぐらいあるのか。そして期間が2月いっぱいとなっているんですが、村民の皆さんがどういうふうな手応えで参加されているか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時44分)

再開します。

(再開時刻10時46分)

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款民生費。6ページから10ページ。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

保育所費ですけれども、報酬、給料についても、何か例年よりも報酬で400万円、給料で800万円の年末で

減があると。当初、過大見積もりだったのかなと、言わざるを得ませんけれども、何か理由が特別にあったのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

保育所費の報酬で400万円、給料で800万円減ということで、大幅な減額をしておりますが、大幅な減額の要因としては、2つほどあるかと思っております。まず1つ目は、当初予算計上時になるんですけども、1月ごろなんですけど、全国的に保育士の処遇改善の動きがありましたので、次年度は県のほうから処遇改善の通達が来るだろうということで、それを想定して予算計上をしております。しかし、伊江村の規定では経験年数により賃金を加算しております。そういうこともありまして、処遇改善の対象はならないということで、県とのヒアリングでその後、確認をしておりますので、対象外として特に賃金アップはしていないということです。

2つ目のほうで、昨日の予算説明でも話をしておりますが、前年度は待機児童を出さない取組として弾力化ということで120%、子ども達を受け入れしております。そのためにこの保育士の確保として、保育所のOGの方々を活用して、人を増やして、そして保育士の保育時間も増やしております。そういったこともありまして、次年度も同じような同等になるだろうということで、予算を計上した経緯がございます。そのようなことを加味して、予算計上しておりますけれども、今年度は定員割れの状況が続いております、この12月から0歳児、1歳児クラスは満杯状態になっておりますけれども、昨年度のように弾力化をする必要がなかったことから、前年度と比較して4月時点でフルタイムが1人。「15人」から「14人」に、パートタイムが6人減ということで、「32人」から「26人」に減となっております。さらに5月に1人、12月いっぱいまでということで1人、フルタイムの方が退職いたしますので、その分も減額ということで計上しております。現状において、保育士が一応、不足の状況になっておりますけれども、全国的に保育士不足の話がございます。保育士が不足しているということに加えて、年度途中からの採用は、かなり難しいことからフリーで動いている主任とか、所長が各クラスに入ることで、保育サービスにおいては落とさないように努めているのが現状でございます。いずれにしましても、議員御指摘のとおり、予算を過大に積算したということは否認しませんので、令和5年度の当初予算計上時は、しっかり計算をして過大積算にならないよう計上していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款衛生費。11ページから13ページ。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

歳出11ページ、4目の環境衛生費の細節6. 修繕料について、お伺いします。この街灯設置、7基という説明があったと思うんですが、これは場所はどこですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

今回、修繕費としまして新規に街灯7基を設置する費用を計上しております。この7基につきましては、湧地運送、ミースィ公園の上のほうから西崎に向けて西崎の岸本商店付近までの間、7基の今設置予定でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款農林水産業費。14ページから18ページ。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

歳出の14ページの5目畜産業費の10節需用費、細節1. 消耗品費について、再度御説明いただきたいと思っています。

○ 議長 渡久地政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

10節消耗品費282万円、細節1. 消耗品の187万円です。畜産総合施設は、令和5年4月1日から供用開始を予定しておりますが、そのときにいきなり供用開始すると、いろんな不慣れの部分も出てくると思うので、年開けから正式ではないんですが、プレオープンという形で母牛を50頭ほど試験的に飼養して、使い勝手を確認しながら、やっていこうと思っています。そのときに必要である牧草ロールの購入費と、餌をあげる機械があるんですが、それにちょっと木枠で餌を乗せるものがあるんですが、その費用。そして落成式を年度末3月に予定しているんですが、その際のパンフレットや記念品代などとして187万円を計上しております。

○ 議長 渡久地政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

わかりました。今、プレオープンということで50頭の牛を飼育するということですが、その中で牧草のロールというのは餌になるわけですね。そうすると消耗品での計上というのはすぐわないのではないのかというところがございまして、それにつきましては、飼育費ということで計上するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。

(休憩時刻10時56分)

再開します。

(再開時刻10時57分)

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

正しい細節が飼育費ということで御指摘のそのとおりだと思いますので、今後供用開始に向けて、適切な細節で執行できるように取り組んでいきたいと思っています。

○ 議長 渡久地政雄君

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉議員

同じくそのプレオープンに向けてですが、伊江村のホームページでその施設の職員の募集を出されているんです。最近です、4人。実際に1月に向けて採用されているのかどうか。そういった準備はもうできているんですか。

○ 議長 渡久地政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

この採用の面接等は既にJAが実施しておりまして、今4人の面接が既に終わっていると聞いています。正式な採用通知を出しているか、いないかについては確認できていないんですが、その面接をしている方々から何人か正式採用するのと。今の農林水産課に会計年度任用職員として採用している方は正式に採用する

ことが決定しておりますので、その伊江村からの会計年度職員以外に今面接に来ている4人の中から採用するという形になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

15ページの8目、10節需用費の修繕費、西部土地改良の工事費となっていますけれども、場所と金額をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

8月から11月の間に4件の配管の漏水があるということの説明を昨日申し上げました。そのうち2件は毎年破裂している場所、ファームポンドの前のところになります、が2か所で。もう2か所は西部土地改良区内の空港を挟んで西側と東側に1か所ずつの4件になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

畜産共進会費について、全体的になりますけれども、昨日平山の競り市場で1,199万円の牛が出たというのが、今日大きな新聞に載っております。以前までは、本島含めての共進会でもそうですけれども、「牛どころ伊江村」というふうに言われていましたけれども、最近そういうのが成績が悪いといえますか。「なんでか」というふうには思いません。それと全共についてもこれまで何度か出品されてきましたけれども、今年は全共の「全」の字もない。候補にも挙がらないような状態が続きますけれども、そして競り市場においても購買者が来ないと。たたかれていると、全体的にもほかは上がっているのに伊江村は上がらないというふうな状況が続いて、昨日も一般質問でもたくさん出ていましたけれども、飼料とか燃料の高騰もさることながら、そういう村も畜産に対する熱が何か下がってきたような感じが個人的にはするんです。それも含めて、伊江村の牛どころと言われた伊江村の名前が消えつつあるんです。私が議員になって時期に、全共対策は競り市場でも、出荷するごとに100円ずつでも集めて、また村も農協も出して大きな基金をつかって選ばれる人が喜んで参加したいというふうに参加するんだと。若い連中がそれに意気込んで畜産に励むようにしたらどうかという一般質問を議員になって時期にしました。当時の村長の考えでは、競り市場で100円取るのも何かと。農家の皆さんの賛成が得られるかなみたいな感じで、一般質問ではいい答弁ではなかったんですけれども、農家の皆さんは100円にするかどうか金額はわかりませんが、微々たる金額で4年間で村も出して相当な金額になると思います。もうちょっと若い今の牛を飼っている農家の皆さんが、畜産農家が「4年後は、ワンヤ、ハバチカチンナーヤ」と言えるような例えば、今はいくら報償費が出されているか。恐らく二、三十万円だと思うんです。これは決まってから、牛を引っ張ったり、世話したりする費用にもならないんです。「ケエテ、ウリ選ばれば、迷惑ドゥシュンディヤー」と「ナンジドゥシュンディヤー」と言うのが今のところ一般なんです。だからもっと魅力ある商品、賞金といたら語弊があるけれども、手当を十分にして「あなたも目指してください」と言えるような組織づくり、金の基金づくりをすべきじゃないかと思います。どんなですか、村長。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

島牛会などと連携しながら競り価格も下がってきて減少傾向にあるという中で、いろいろと意見交換などもしながらまた競りの状況に問題があるのかということで今帰仁村に足を運んで、いろんな話を伺ったりとか、あとは全共に向けての積立の補助も行っております。議員が村としての熱意が足りないという客観的な御意見は反省して、もっと頑張らないといけないと今、感じているところです。手を抜いていたりしているわけではなくて、一生懸命意見を交換しながら、畜産振興には取り組んでいるところなんですけど、まだまだ足りないという状況のようですので、もっと意欲が湧いて競り価格が上がるためにはどうしたらいいかというのを、より一層頑張って努めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

全共というのは、全国的に牛どころをPRする一番のチャンスなんです。それに伊江村が出ていないと。これまでは出ていました。今回出たのも先島でしょう。やはり八重山のほうは高くなっていますよ、競りも。購入人もそういうのはちゃんと見ているんです。いい牛をつくっている地域は。以前はいい牛をつくといたら伊江島ヤタルバーヨ。だけど今はそういうのがない。話にも出ていない。伊江島を見習えというふうに畜産では昔は言われてきました。そういうのがなくなって残念だと、常日頃思っています。次の全共、確実に出すんだよという意気込みで、ぜひやっていただきたいというふうに思います。これは畜産農家の励みにもなりますよ。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

先ほどの14ページの畜産業の細節101. に関連しまして、畜産に全く無知の私が質疑するのも大変おこがましいんですけども、先ほど島袋議員からもありました今朝の新聞「子牛競り1,000万円超え」ということで、私はこのことが伊江島に飛び火してくれればと思ひまして、ヒヌカンにお祈りしました。そこでこの細節の101. について、関連しましてお伺いしますけれども、皆さまはこの畜産総合施設というのは後継者不足、そして畜主の高齢等を補填するためにつくろうじゃないかと。莫大な施設を資金を投入して完成しつつありますよね。そして4月の供用開始になるということで、あれだけの施設、我々の最初の説明である図面を見ては全くあの施設の規模を想定することはできませんでした。最近民泊が多いので、民泊の子ども達を連れていくと、「オジー、伊江島にそんな大きな施設ができたんですが、これ何ですか」とよく聞かれます。そこであれだけの施設を維持管理をしていくには、畜主の牛を預託というんですか。その預託料を賄えると思います。そこで伺います。この1頭の預託料、どれほど見積もっているか。それと現在、皆さんは私は預託しますと、そういう方を募ったことがあるかどうか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時10分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

まず初めに預託料が幾らかということでした。妊娠牛と子牛、それぞれの1頭当たりの1日幾らという預託料金が今まさに積み上げてしてございまして、事務方のほうでは金額は出してございまして、年明け1月に入りましたら運営委員会を開催して、その中で正式に決定する予定でございまして。その後1月中にまた農家を集めて、運営方法や預託料金の説明を行う予定でございまして、大変申し訳ないんですが、金額が一人歩

きする可能性もありますので、預託料金については今はまだ公表できないという状況でございます。

どのぐらい規模というか、牛を預ける方がいるのかということですが、実は北部振興事業で事業を開始する前に、平成30年に畜主の皆さんにアンケートを実施しまして、どのぐらいの要望があるのかという下に、規模を決定しています。その中で妊娠牛で336頭、子牛で324頭という受け入れ規模で、建物が建っております。ただし、それが100%でいきなりスタートするかというと、最初の令和5年度はその336頭の妊娠牛と子牛の4割の受け入れで運営していくという想定をしまして、そうすると妊娠牛が134頭、子牛が129頭でスタートをして、令和6年は40%から50%に増やして60%に増やして70%に増やしてというふうに、段階的に受け入れ、預託する頭数を増やしていった職員も1人ずつ増やしていくという計画で今、進めております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

わかりました。年次的に増やしていく。あくまでも希望的頭数ですね。畜産については全くわかりませんが、よく聞かれるんです。皆さんの御意見ではそういう方が多いんです。10人のうち8人以上は今から私が言う意見を言っています。「アマンカイアズィキレー、タンアズィキユルチュー、ウリャンデャー」これは本心だと思います。これ早めにこの金額を設定していただいて、そして預託する畜産の畜主の皆さんも、今の社会情勢といいましょうか。競り状況、これに対応できるような預託料金にしてもらわなければ、あれだけの施設を100%生かすには、大変苦勞すると思います。預託者がいなければ、預託頭数がなければ成り立たないわけですから、単純なんです。せめてこれであれだけの電気料、人件費もすごいでしょ。ですので慎重にこの預託料については、特にこの畜主の皆さんときちんと説明をして、納得のいく預託料を設定していただいて、1頭でも多く預託していただいて、そして畜主の高齢化の防止にもなる。そして畜産農家の減少の食い止めに図るということをしていただきたいと心底思います。私は、牛に餌を1回もあげたことはないんですけど、畜主の切なる願いですので、ぜひその辺を十分に理解していただいて、頑張ってくださいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6款、ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款商工費。19ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。8款土木費。20ページから25ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款消防費。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款教育費。27ページから32ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。12款公債費。33ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款諸支出金。34ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

19ページ、商工費お願いします。2目商工振興費、12節の委託料について、お伺いしたいと思います。細節4、細節107、細節665、細節688、の4つについて3,343万2,000円のマイナスの内訳を示すことができますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

12節3,343万2,000円の減額でございますが、主な要因としましては、665、のゆり祭り誘客事業で、こち

ら一括交付金事業を活用しております。今回ゆり祭りを開催しましたが、イベントは開催しませんでしたので、その全ての予算の減額と、あと本部港の駐車場の警備、あと送迎バス、港とゆり祭り会場の送迎で約3,100万円余りの減額、これが主な要因となっております。ほか、浄化槽の管理委託とかございますが、これは契約して入札残の減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

確か9,648万円ぐらいありますよね、当初予算ですね。令和3年度ですね。だからちょっと考えたら3分の1は減額になっているものですから、びっくりしたんですが、これには本部港の駐車場については明記していないのは、どういうことなんでしょうか。今のバスの、現場までのゆり祭りまでこれがゆり祭りがキャンセルになったので、これの減額だということでも説明がありましたけれども、この12節の細節には示されていないものから。疑問に思うんです。この表記の仕方、皆さん表記は予算計上するときには、細節3. で電気保安業務委託料、そして細節4. で浄化槽管理です。そして103. で観光地便所清掃、そして104. 観光地管理委託料と書いてあるんです。そして106. ゆり植栽管理委託料、そして107. で観光地貯水槽清掃業務委託料です。そして115. で本部港内の観光PR映像の配信費です。そして民泊サイトセキュリティ保管料、そして118. 伊江島観光インフォメーションの業務の委託料です。そして445. で、観光特産PR、そして669. で恐らく観光誘客推進事業のことを言っていたんじゃないかと。それから679. 観光防災強化支援委託料です。そして青少年旅行村リニューアル整備、それだけしか当初予算ではこの委託料には含まれていなかったんですが、その辺のところどうも整合性が今、課長の説明とはちょっと違和感を感じるんですけれどもいかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

細節665. ゆり祭り誘客事業に関しましては、こちら一括交付金事業でございます。その中にゆり祭りのイベントと、あと本部港の駐車場の警備、そして伊江港からゆり祭り会場の送迎、もろもろこの事業の中にこのゆり祭り誘客事業という中に、全て含まれておまして、それを総称したのがゆり祭り誘客事業というふうになっておりますので。この3つの事業が含まれております。これで約3,100万円余りの減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

それではこの浄化槽管理委託料ではこの3,100万円を引いたのがこの浄化槽の管理委託料に関する減になるんですか。分かりやすく言うと、細節4. の浄化槽管理委託料の減とは、どのぐらいでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

細節4. 浄化槽管理委託料に関しましては166万4,000円の減額でございます。続いて107. は、観光地貯水槽清掃業務委託料、こちら19万5,000円の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番亀里議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によっ

て、特に発言を許します。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議 員

この浄化槽管理委託料については164万円の減額ということですね。そしてはにくすに関連の浄化槽の委託料というのは126万円ということで約100万円ぐらいでしょうか。アバウトで約300万円ぐらいのこの浄化槽に関する委託料の管理委託料の減となっていますけれども、それについてはかなりの額ですよ。我々が考えるとですよ、約300万円ということはどういうことなんでしょうか。こんなに急に減額、これ入札だと思えますけれども、私が言いたいのは、ひょっとしたら、これはあくまでも推測で申し訳ないですけれども、従来には近年にこの2か年になってから3業者が何か入札に関わっていると聞いております。以前は約20年ぐらい1業者がこの業務にタッチしていたのではないかと思います。そういうところで差額が出てきたのではないかと、大変危惧するところです。そこで言いたいのは、そういう一つの業者に長年、随契するということは、そういう無駄な経費を支払ったことになるのではないかとということをおっしゃりたいです。そして、公益社団法人、沖縄県環境整備協会の与儀さんとも何度も話し合いをしました。与儀さんもこれの伊江島では業者が少ないから1業者に委託、随契をしなければいけない状況もあったんじゃないかということをおっしゃって、この与儀さんもあまり「好ましくない方法」だと言っていました。そしてもし村内でこういったのがなければ、村外でもそういう業者はいっぱいいますよということのアドバイスを受けました。その浄化槽管理については、慎重に対応をしていただきたいというのが、私のこの質疑に対しての本音です。村長いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

これまでのことについては、1業者に委託をしていたところについては、金額の走り出し方を含めて実は調査させていただきました。そしてあと1つはこの件については、監査委員の皆さんともどうあるべきなのかというのを御相談をさせていただきました。この浄化槽の管理委託業務料については、積算基準というものが見つけ出せなくて、ないんです。ですから全てのほとんどの市町村が業者へ見積もりをして、そして設計書をつくって委託をしていくという方式を全部とられているんですが、今回全ての3業者に例えばはにくすにの浄化槽であれば「何人で何時間かかっていますか」という実態調査を全ての浄化槽をさせていただきました。それらに基づいて、これは全部、全ての業者からそれを何人槽であれば何時間かかって、どの車を使ってという全てのかかる経費をはじき出していただいて出していただきました。それに基づいて今回、村のほうでも非常に難儀してもらって職員に基本設計書をつくり上げました。今回、こういった入札をした結果、このような状況になっていますが、以前の話をされていますが、それは否めないと思いますし、また外から外の業者から入札をお願いしても、見積もりをお願いしても、出してきても高いということがあって、これまでずっと村内の業者をお願いをしていたところです。浄化槽の管理業者というのは、非常に簡単のようなんですがそうじゃないわけです。やはりそれだけそれなりの車両を持たないといけないということで非常に経費がかかるはずなんですが、正直申し上げてダンピング競争されている感じがしてならない。これで本当に1業者としてずっと継続的にこの金額で「皆さん、仕事できるんですか」というところを実は苦言といえますか。3業者集めて話し合いを私とやりました。それはなぜそうしたかということ、皆さんの作業量とどれだけの車両を使っているかという実態を調査して、初めてわかったことなんです。絶対にそれではこの浄化槽の管理費は1業者としてはもたない、つまり利益が出ないという結果が出たんです。ですから今回、皆さんと正式に見積もりのあり方をしっかりと勉強していただいて、そして皆様が出した1浄化槽に対する作業の時間、人数、その他全部含めて計算をして、しっかりと見積もり、計算をして、見積書を出し

てくださいということを改めてさせていただきました。そして今回、入札を行った結果がこの通りであるということで、本当にこれまでのやり方が非常にまずかったのかということ、そうでもなくて、やはり委託ですから相手から出してくる見積りを信用して我々も予算計上していくわけですので、それが間違っているかどうかというのは積算基準がなかったためにできなかったということがあるので、しっかりと今年度から年度途中から設計書をつくって、標準の設計書をつくりましたので、今後そういったことがないような考え方、形になってくるだろうと思います。村内の業者ですから、やはり公的な事業を取った上ではやはり利益が出てほしいというのは我々の考え方でもあるわけですから、ただ安ければいいということではないですと。適切な値段というのは、どこにあるべきなのかということを示しきれなかった行政の責任もあったということ非常に反省をしながら、今回しっかりと基準表をつくらせていただきましたので、今後はそういったことがないということになるだろうと思います。そして村内の環境衛生のために頑張っている3業者については、しっかりとそれを理解していただいたということを考えていますので、今後業者に皆さんの御努力に期待をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。進行します。

日程第4 議案第64号 令和4年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 令和4年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 令和4年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 令和4年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。歳入一括して質疑を許します。歳入質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

1 款総務費。〔「進行」の声あり〕

進行します。2 款保険給付費。2 ページから 3 ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。3 款国民健康保険事業費納付金。〔「進行」の声あり〕

進行します。7 款基金積立金。〔「進行」の声あり〕

進行します。9 款諸支出金。〔「進行」の声あり〕

ほかに質疑ございませんか。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 令和4年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 令和4年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号 令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。歳入、歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第66号 令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号 令和4年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号 令和4年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。収益的収入及び支出、質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第67号 令和4年度伊江村船舶運航事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号 令和4年度伊江村船舶運航事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の議員派遣について、議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣について、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第10回伊江村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻11時51分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（7番） 島 袋 勉

署名議員（8番） 島 袋 義 範